

第2章 監査の実施

第8節 経営者確認書

○学習のポイント

- ・主には短答用論点ですが、論文用には経営者が責任を宣誓する経営者確認書の入手も監査手続の一つと整理されていること、監査報告書の交付と同時に入手することとされている理由が大切です。
- ・【図表1】のとおり、経営者確認書は二重責任の原則と関連があります。

前書き(短答:C、論文:C)

1 経営者確認書

(1) 経営者確認書とは(短答:C、論文:C)

監査の最終段階(監査報告書の交付時)には、必ず入手しなければならないが、それ以外でも適宜入手されることがある、という点、経営者確認書は必ず「書面」もしくは「電磁的記録」であることが短答用の知識のポイントです。

(2) 経営者確認書の意義(短答:B、論文:B)

論文問題集 2-8-1 参照のこと

- ①は、(イ)財務諸表を適正に作成し表示する責任と、(ロ)監査に協力する責任を果たしたこと の確認、
②は、入手した他の監査証拠の補完・補足するためです。

なお、①(イ)には間接的に「(適正な財務諸表を作成するための)内部統制を整備運用したこと」も含みます。経営者確認書の入手はリスク評価手続でもリスク対応手続でもないことから、②のとおり、経営者確認書は、それだけでは十分かつ適切な監査証拠にはならず、他の監査証拠の入手を省略する理由にはなりません。

②については、例えば、繰延税金資産計上にあたってのタックスプランニングにおける、含み益のある資産の売却の意思確認のために入手するシーンを想定してください。

[参考] 経営者確認書の制度上の意義(短答:D、論文:D)

論文問題集 2-8-2 参照のこと(重要性は極めて低いです。)

経営者確認書の記載例(短答:B、論文:D)

(3) 経営者確認書の記載に関する要求事項(短答:B、論文:D)

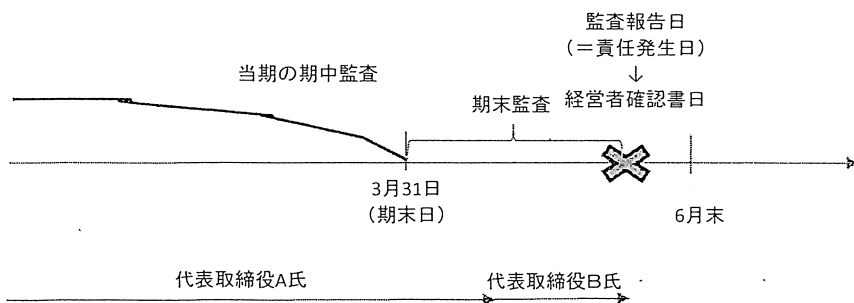
①(※1)については、監査期間中に経営者が交代したようなケースをイメージしてください。

以下のように途中でA→B氏に交代した場合、経営者確認書はB氏から入手します。

そこで、通常はB氏はA氏の側近のP経理部長などにこれまでの状況を確認めて、経営者確認書にサインすることになります。

そのため、B氏にとっては「経営者(私)」が知りうる限りにおいて」という限定を付することがありえます。

なお、契約書に記載の事項については客観的な書類として残っているためそういう限定は認められません(※2参照、例えば、経営者が適正に財務諸表を作成する責任は契約書に規定されている)。



④基本的に監査報告書と同日に入手します(二重責任の履行の観点から)。

(4) 経営者確認書の信頼性に疑義がある場合及び要請した事項の確認が得られない(短答:C、論文:D)

{参考}監査の最終段階(短答:B、論文:B)

【図表1】によって、改めて全体像を把握しましょう。

- ① いままで財務諸表項目に対してアプローチしてきたため、意見の表明対象である財務諸表全体に監査証拠を統合・集積のうえ、分析的手続を実施し、これまでのリスク評価手続、リスク対応手続に問題や漏れがなかったか再点検・総括します。もし問題や漏れがあれば、再度これらの監査手続を実施することになります。
- ② 意見を形成するに当たっては、まず、十分かつ適切な監査証拠を得たかどうかを評価したうえで、未修正の虚偽表示が個別に又は集計して重要な虚偽表示に該当するかどうかを判断します(【図表4】参照)。なお、a)、b)のそれぞれの後に次のとおり書き込みをしてください。詳しくは該当箇所です学習します。
 - a) →(No)196頁 監査範囲の制約
 - b) →(Yes)200頁 意見に関する除外

{例示}監査スケジュール

【図表6】などと合わせて参考にしてください。

第3章 監査報告

第1節 監査報告書総論

○学習のポイント

- ・監査報告に関する監査基準のうち重要な規定は1年かけて正確に必ず覚えてください。
- ・監査報告書の記載事項が標準化され記載が求められる趣旨については、
①利害関係者の理解の促進、②監査人の責任の明確化の観点で説明できます。
この両パターンを必ず頭に入れてください。

1 監査報告書総論

(1) 監査報告書の意義(短答:B、論文:B)

論文問題集 3-1-1 参照のこと

①監査報告の手段(財務諸表に対して保証を行う)、(①の結果)②監査人の自己の責任を認める

(2) 監査報告書の記載要件～報告基準の設定理由～(短答:C、論文:B)

論文問題集 3-1-1 参照のこと(もし報告基準がなかったら①②が達成できないという風に理解)
(ポイント)①利害関係者の理解の促進、②監査人の責任の明確化

(参考) 監査報告書の種類と財務諸表監査報告書(短答:B、論文:D)

記載の通り、2つのタイプがありますが、監査基準の数次の改正後の現在もなお①とされています。
記載が標準化された短文式報告書を採用している旨を短答用に覚えておいてもらえれば結構です。

2 企業会計の基準と財務諸表の適正性

監査の目的は適正意見を表明することです。では、その適正とは具体的にどういうことか、
という点が学習上のポイントとなります。

前書き(短答:A、論文:A)

あとの(2)にでてくる3点(①②③のタイトル)は書けるように覚えてください。

(1) 企業会計の基準とは(短答:B、論文:B)

経営者にとっては、「作成するにあたって準拠すべき規範」、監査人にとっては、「監査するにあたって財務諸表の適正性の判断に当たっての判断基準となる規範」という関係です。

前段は「作成基準」、後段は「(適正かどうかの)判断基準」と覚えてください。

(2) 財務諸表の適正性判断上の評価事項(短答:A、論文:A)

論文問題集 3-1-2 参照のこと

①GAAPに継続的に準拠しているか、②取引の実態を反映しているか、③表示方法が適切か

※ 参考までに、適正性が準拠性の違いは③にあります(346～347頁で学習します)

棚卸資産の評価基準を例にして、その意味内容をきちんと把握してください。

①について現在後入先出法(LIFO)は認められていませんので、LIFOを採用していれば①で✕

②について建設業では個々の工事案件に個性があるので、個別法を採用していなければ②で✕

③について建設業で個別法を会計方針として採用している旨を注記していなければ③で✕

(3) 企業会計の基準と実質的判断(短答:A、論文:A)

①(171頁①のことです)GAAPに詳細に規定されている場合に求められる実質的判断です。

②GAAPに規定されていない場合にも求められる実質的判断です。

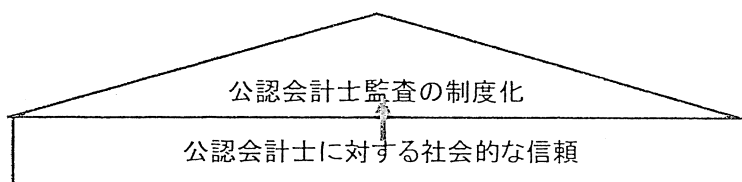
(例)会計基準がない、会計基準が明確ではない、会計基準に詳細な定めがない場合

→実質的な判断が求められているが、会計基準の枠内あるいは趣旨を踏まえてのことであり、

①について(GAAPに規定がある場合当該)会計基準からの離脱は認められていません。

(日本の監査では離脱容認規定は認められていません(344頁参照)。)。

3 意見表明の基礎と監査意見(短答:A、論文:A)



【研究】意見不表明の規定の必要性(短答:C、論文:B)

論文問題集 3-1-3 参照

- ① 監査人に意見表明を強制させるべきではないため意見を表明しないことを「許容」すべき
- ② 意見表明の基礎のない意見は有害で社会的信頼性を損なうため「禁止」されるべき